

令和7年6月

関係者各位

鹿児島市環境局資源循環部廃棄物指導課

産業廃棄物処理計画書及び管理票交付等状況報告書の提出について（お願い）

かねてより、本市の産業廃棄物行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
このたびは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定により鹿児島市へ提出することが義務付けられている標記の書類について周知文書を送付いたします。
つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮には存じますが、書類及びその対象のご確認をお願い申し上げます。

記

1. 書類及びその対象者

(1) 産業廃棄物処理計画書（法第12条第9項、第12条の2第10項）

令和6年度中に本市内において、産業廃棄物が1,000t以上（特別管理産業廃棄物にあっては、50t以上）発生した事業場を設置している事業者

※当該処理計画書は、法に基づき、鹿児島市ホームページで公表します。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（法第12条の3第7項）

令和6年度中に本市内において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生じた事業者（中間処理業者を含む。）で、紙面の産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者

※事業場ごとに報告書を作成すること。（電子マニフェスト利用分は除く）

2. 提出様式

鹿児島市ホームページからダウンロードできます（下記参照）。

ホームページ先リンク

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/seiso/haikibutsu/kurashi/gomi/jigyosha/haiki/hokoku.html>

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書について、電子申請システムで提出可能です。産業廃棄物の種類が4種類までに限る。詳しくは鹿児島市ホームページをご覧ください。

3. 提出期限

令和7年6月30日（期日厳守にてお願いいたします）

4. 提出及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市 廃棄物指導課（みなと大通り別館 4階）

TEL：099-216-1289 FAX：099-216-1292

メールアドレス：sanpai-hou@city.kagoshima.lg.jp